

令和6年度 第5回 事業評価監視委員会 審議案件一覧

■再評価

| 事業区分 | 事業名 | 事業採択年度 | 前回評価年度 | 再評価理由 | 特に重点的な審議を要する案件 | | | | | | 備考 |
|------|---------------------|--------|--------|-------------------------------------|----------------|-----|-----|-----|-----|---|----|
| | | | | | 事務局(案) | | | | | 重点の理由 | |
| | | | | ⑤の理由 | (a) | (b) | (c) | (d) | (e) | | |
| 道路 | 1 東関東自動車道水戸線(潮来～鉾田) | H21 | R3 | ⑤ 事業費が増加及び事業期間が延伸し、現時点で評価する必要が生じたため | 重点 | | ○ | | | 労務費・材料単価の上昇、関係機関協議に伴う変更等による事業費増のため | |
| 道路 | 2 一般国道17号 高松立体 | H11 | R2 | ⑤ 事業費が増加及び事業期間が延伸し、現時点で評価する必要が生じたため | 重点 | | ○ | ○ | | 工法変更等による増加、労務費・材料単価の上昇による事業費増及び残区間の一部で地権者から同意を得られず用地買収に向けた調整に時間を要していることによる事業期間延伸のため | |
| 道路 | 3 一般国道52号 上石田改良 | H8 | R2 | ⑤ 事業費が増加及び事業期間が延伸し、現時点で評価する必要が生じたため | 重点 | | | ○ | | 現況交通を確保しながらの拡幅工事を実施する計画となったため、切り回し等に時間を要したことによる事業期間延伸のため | |

◆再評価理由

- ①: 事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
- ②: 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
- ③: 準備・計画段階で3年間が経過している事業
- ④: 再評価実施後5年間が経過している事業
- ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

◆重点審議案件の選定

- (a) 事業計画が顕著に変更された事業
- (b) 便益が顕著に減少する事業
- (c) 事業費が顕著に増加する事業
- (d) 事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
- (e) その他の要因

審議件数(再評価) 3件

■事後評価

| 事業区分 | 事業名 | 完了年度 | 事後評価の理由 | 備考 |
|------|---------------------|------|------------------|----|
| 道路 | 1 一般国道357号 湾岸千葉地区改良 | R1 | 事業完了後一定期間が経過したため | |

審議件数(事後評価) 1件

道路事業位置図 - 令和6年度 第5回事業評価監視委員会

国土交通省
関東地方整備局

